

7日監第156号
令和8年2月25日

日進市長 近藤 裕貴 様

日進市監査委員 阪野 恭子
日進市監査委員 小野田 利信

財政援助団体等監査の結果について（提出）

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等監査を実施したので、
同条第9項の規定によりその結果を提出します。

財政援助団体等監査 結果報告書

第1 監査の種類 財政援助団体等監査

第2 監査の対象 社会福祉法人 日進市社会福祉協議会
日進市社会福祉協議会運営事業費補助金
公の施設の指定管理業務（中央福祉センター等）
[所管課] 福祉部 地域福祉課
公の施設の指定管理業務（障害者福祉センター）
[所管課] 健康こども部 子育て支援課

第3 監査の期間

対象期間 令和6年4月1日から令和7年10月31日まで

実施期間 令和7年10月24日から令和8年1月26日まで

第4 監査の着眼点

財政援助に係る補助事業及び委託事業が、法令等に従い、適正かつ効率的に執行されているかを主眼とし、主に以下の着眼点により監査を実施した。

1 財政援助団体

- (1) 補助対象事業は計画及び交付条件に従って実施され、十分効果があげられているか。また、補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。
- (2) 会計処理上の責任体制は確立されているか。また、出納関係帳票等の整備、記帳、保存は適正か。
- (3) 財務会計規程等の諸規定は整備されているか。
- (4) 指定管理施設の管理に関する基本協定書に基づく義務の履行は適切に行われているか。

2 所管課

- (1) 補助金等の交付目的及び補助等対象事業の内容は明確か、また、公益上の必要性は十分か。
- (2) 補助金等の額の算定、交付方法、時期等は適正か。また、補助金等の効果等について、実績報告書等により確認されているか。
- (3) 財政援助団体への指導監督は適切に行われているか。
- (4) 指定管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- (5) 指定管理業務は適切に履行されていることを確認しているか。

第5 監査の実施内容

日進市監査基準に準拠し、監査を実施しました。

監査においては、「第4 監査の着眼点」に記載されている事項について、関係諸帳簿及び証拠書類との照合、関係職員からの説明聴取などにより実施しました。

第6 監査の結果

社会福祉法人日進市社会福祉協議会に対し、市から交付された補助金及び公の施設の指定管理に関する事務について、関係書類を抽出して審査したところ、補助の目的及び指定管理業務の目的に沿って、概ね適正に事業が運営されていると認められました。

なお、事務処理に関しては、改善を要するものが見受けられましたので、次の点について要望いたします。

[要望]

(地域福祉課)

- ① 日進市社会福祉協議会運営事業費補助金について、提出された書類が正しく作成されているかを確認されたい。